

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

本庁地区公園清掃業務（一般委託）仕様書

本庁地区公園清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「業務仕様書」参照
2	履行期間	令和2年7月1日から令和2年10月31日まで
3	施行場所	横須賀市坂本町1-19ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項1	本契約に引き続き、本契約の受託者に同内容の随意契約を発注する予定がある。 この随意契約に関する条件については、別添「本契約に関する随意契約条件について」とおりとする。
6	特記事項2	別添の「業務履行計画書」及び「業務日報（または業務週報）」を業務仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員（担当者）に提出すること。
7	関係法規	なし
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)（横須賀市長の許可） (2) 産業廃棄物収集運搬業許可（神奈川県知事または横須賀市長の許可） (「種類：廃アスファルト類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)
9	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：公園清掃（／m ² ）
10	支払方法	本件は2回払い（8月・10月の末締め）で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
11	業務委託成績評定	対象 • 非対象
12	現場代理人の配置	必要 • 不要
13	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
14	監督員連絡先	環境政策部公園管理課 担当 齊藤 浩一

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	--

内訳表

(税抜き)

種別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
公園清掃	m ²	934,453	6	
運搬・処分 (一般廃棄物)	回	123	8,400	
運搬 (産業廃棄物)	回	123	8,100	

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜き)の総額を入札金額とすること。

なお、公園清掃単価については1銭単位までとする。(例、「〇.〇〇円」)

業務仕様書

- 1 業務目的 本業務は、環境及び衛生の増進を図るため、公園内の清掃を行うものである。
- 2 施行場所 施行場所は別紙「公園清掃箇所一覧表」の通りとする。
- 3 履行期間 令和2年7月1日から令和2年10月31日まで
- 4 一般事項
- (1) 業務実施に当たっては、公園利用者に対し、危険がないよう充分注意し、もし作業中に公園利用者へ被害を及ぼした場合には、監督員に速やかに報告し、受託者の責任において処理すること。
 - (2) 受託者は、監督員の指示及び本仕様書に従い、適正な業務の履行に努めること。
 - (3) 受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故発生の防止に努めること。
 - (4) 受託者は、監督員と常に連絡が取れる体制づくりをすること。
 - (5) 作業中は、公園内に必ず作業表示板を表示し、公園利用者に迷惑がかからぬよう充分に配慮すること。
 - (6) 受託者は、次週の1週間の業務履行計画を前週の水曜日（その日が閉庁日の場合は、その前日）までに、監督員へ提出すること。（ファックスによる提出も可とする。）
なお、監督員が修正が必要と判断した場合には、その旨を受託者に指示できるものとする。
 - (7) 毎日（または毎週）の履行状況を業務日報（または業務週報）にて監督員へ報告すること。
なお、完了届提出時にまとめて監督員へ提出することも可とする。
 - (8) 清掃時に用いる清掃器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
 - (9) 受託者は、業務開始14日前以内に業務実施に必要な業務計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。
業務計画書には次の事項を記載しなければならない。
 1. 表紙：委託名・施行場所・履行期間・会社名の記入。
 2. 業務概要
 3. 履行方法
 4. 会社組織図

5. 清掃コース、スケジュール等
6. 従業員名簿
7. 使用車両：車検証の写し、車両の写真（前方・後方各1枚）
8. 使用資材：清掃用具、脚立、看板等
9. 履行管理体制（写真管理含む）
10. 社内検査体制
11. 安全管理体制：従業員安全管理、作業時・移動時の安全管理等
12. 緊急時の体制
13. 資格等の写し：普通免許証

一般廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物収集運搬業許可

- (10) 業務の際に発生したゴミは分別し、一般廃棄物は横須賀ごみ処理施設「エコミル」へ搬入の上、適正に処理し、その旨の写しを監督員に提出すること。
- また、産業廃棄物は不入斗一時保管場所へ搬入し、指示された場所へ置くこと。
- (11) 受託者は、業務完了後の精算時には速やかに完了届及び業務写真を監督員に提出すること。
- 検査に必要な業務写真は、不明瞭にならないよう注意して撮影し、写真帳（A4判）に分かり易く整理した上で遅滞なく提出すること。
- 写真の撮影頻度は、原則として公園1箇所当たり隔週で1回撮り、業務状況が確認出来る作業前・作業中・作業後を同一の場所から撮影した写真とする。
- 産業廃棄物を不入斗一時保管場所へ搬入する場合は、背景が確認出来る遠景及び近景の写真を毎回撮り、提出すること。撮影後は、産業廃棄物をなるべく奥の方へ置くこと。
- (12) 支払い時には、履行状況を確認し、業務の適正化を図るため、完了検査を実施する。
- また、支払い時以外にも実態把握を目的とする抜き打ち検査を併せて実施する。
- (13) 天候や工事等の理由により、業務が実施出来ない場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (14) 一日の作業は、各廃棄物ごとに登録した車両を使用し、適正な人数で行うこと。
- なお、横須賀ごみ処理施設「エコミル」にゴミを搬入する場合は、必ず2名以上で搬入すること。
- (15) 清掃時間は、8時から17時までの間に行うこと。
- ただし、監督員が認めた場合はこの限りではない。
- なお、市役所前公園に関して、平日は8時作業開始、休日は8時作業開始（1回目）、16時作業開始（2回目）とする。

- (16) 清掃予定については、別紙「予定表」を原則とするが、変更する場合は、別途協議により決定する。
- (17) 本仕様書に明記のない事項で疑義が生じた場合には、監督員と協議し、遺漏のない様に履行すること。
- (18) 別紙「公園清掃箇所一覧表」以外の公園の作業を指示する場合がある。

5 業務仕様

一園内清掃について一

- (1) 当業務は、公園内のゴミ・落ち葉等の清掃を行うものである。
- (2) 市が指定する清掃区域内は、清掃により常に清潔な状態に保つようすること。

また、落葉時期の落ち葉処理については、再生すれば自然に堆肥として土に甦る性質からも、他のゴミとは扱いを異にするものと判断し、概ね落ち葉が清掃処理されていれば良いこととする。

なお、概ねとは、おおかた清掃されているが、見方によっては落ち葉が若干残っている状態を指し、現場状況によって判断が難しい場合には、監督員と協議の上、決定すること。

- (3) 清掃区域外に紙くず等ゴミがある場合には、清掃により除去するとともに、精算時には清掃区域として追加計上することが出来る。
- (4) 清掃で発生したゴミは、その日の内に園外搬出し、本市規定に基づき一般廃棄物・産業廃棄物（金属くず・廃プラスチック等）に分別・分類し、収集した上で、横須賀ごみ処理施設「エコミル」または不入斗一時保管場所まで運搬処理すること。

なお、横須賀ごみ処理施設「エコミル」への持込料は、本契約に含まれる。

- (5) ゴミを運搬処理する際には、周囲へ散乱させない様、充分注意すること。
- (6) 不法投棄された粗大ゴミについては、市で別途処理するため、公園内の邪魔にならない場所にひとまとめにし、監督員にその旨を報告すること。
- (7) 市役所前公園は、喫煙スペースにある灰皿内のゴミを清掃すること。
また、池に浮遊するゴミを取り除くこと。
- (8) 若松公園は、公園の外周側溝も清掃を行うこと。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

- 2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、甲の指定する集積所に搬入する。
- 3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。
- 4 乙は、第2項に指定する集積所以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。
- 5 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。
- 6 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。
- 7 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。
- 8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - (4) その他取扱う際に注意すべき事項
- 2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。
- （甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から集積所における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

公園清掃箇所一覧表

公園名		所在地
本 庁	坂本公園(樹木園部分)	坂本町1-19
	坂本3丁目公園	坂本町3-10-27
	市役所前公園	小川町9-1
	諏訪公園	緑が丘33
	大滝町公園（一部区域）	大滝町1-31-10
	平坂公園	若松町3-20
	若松公園	若松町3-32-11
	平成緑道緑地（一部区域）	平成町1-1-4
	中央公園	深田台19-1
	宇東川緑道緑地（一部区域）	上町3～公郷町6
三春5丁目第3公園		三春町5-29-28

業 務 履 行 計 画 書

(あて先) 横須賀市長

住 所

請負者

氏 名

印

現場代理人 氏 名

(あて先) 横須賀市長

業務日報(週報)

業務委託名

会社等名

現場代理人氏名

(印)

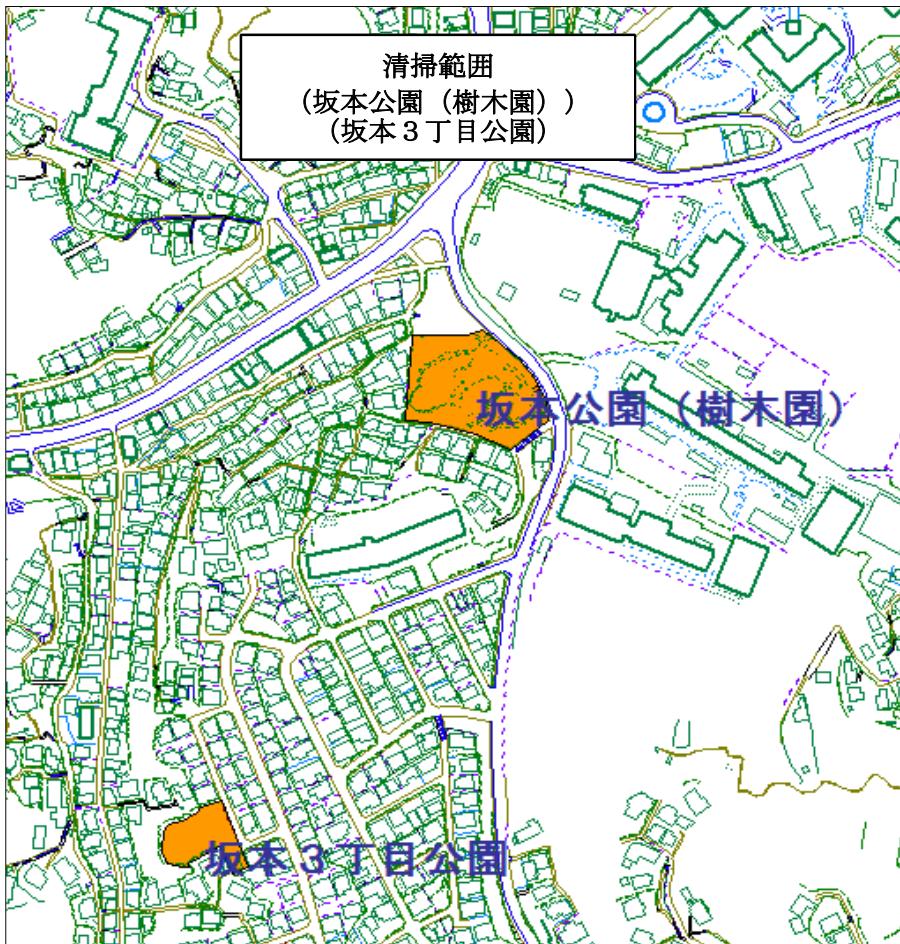
日報・週報	年月日() [から] 年月日() [まで]
-------	-------------------------

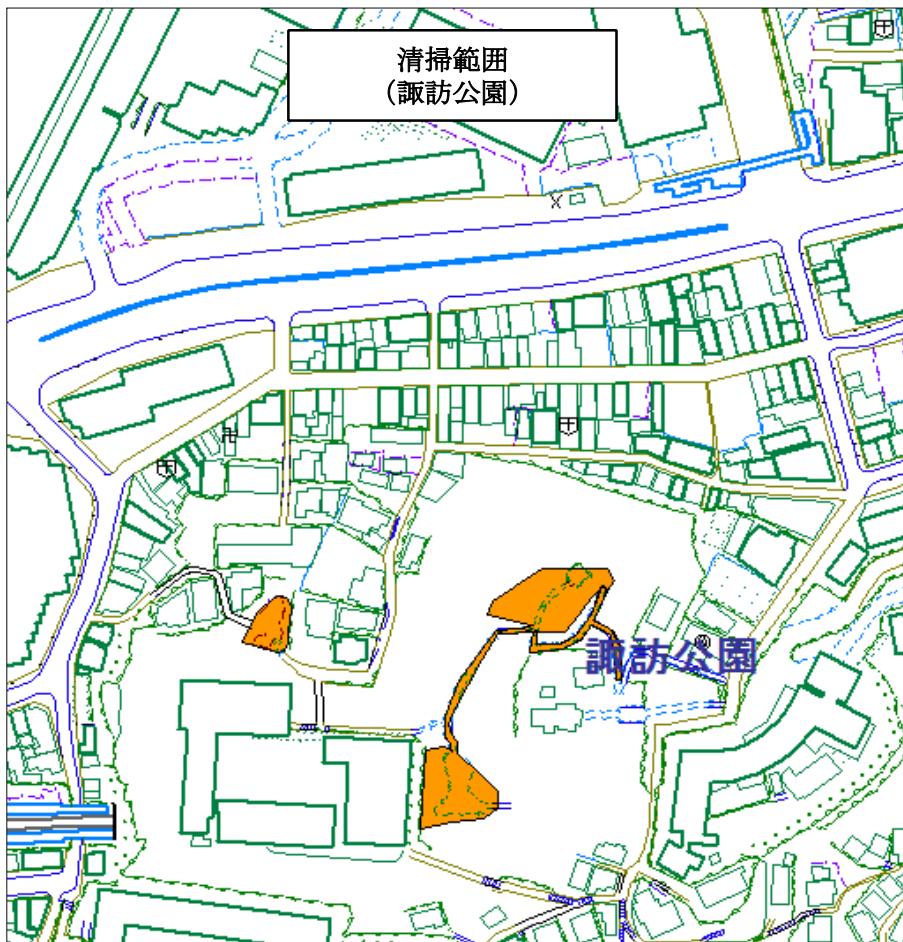
※ 「日報」または「週報」を○で囲み、日付を記載すること。

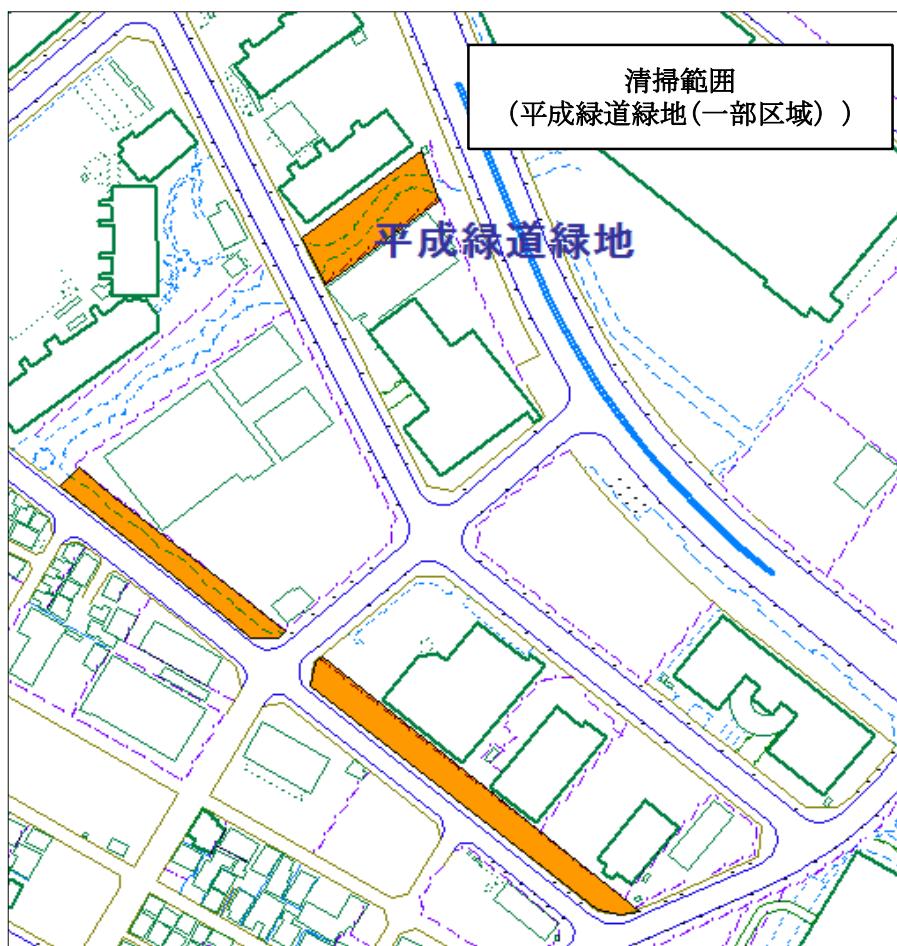
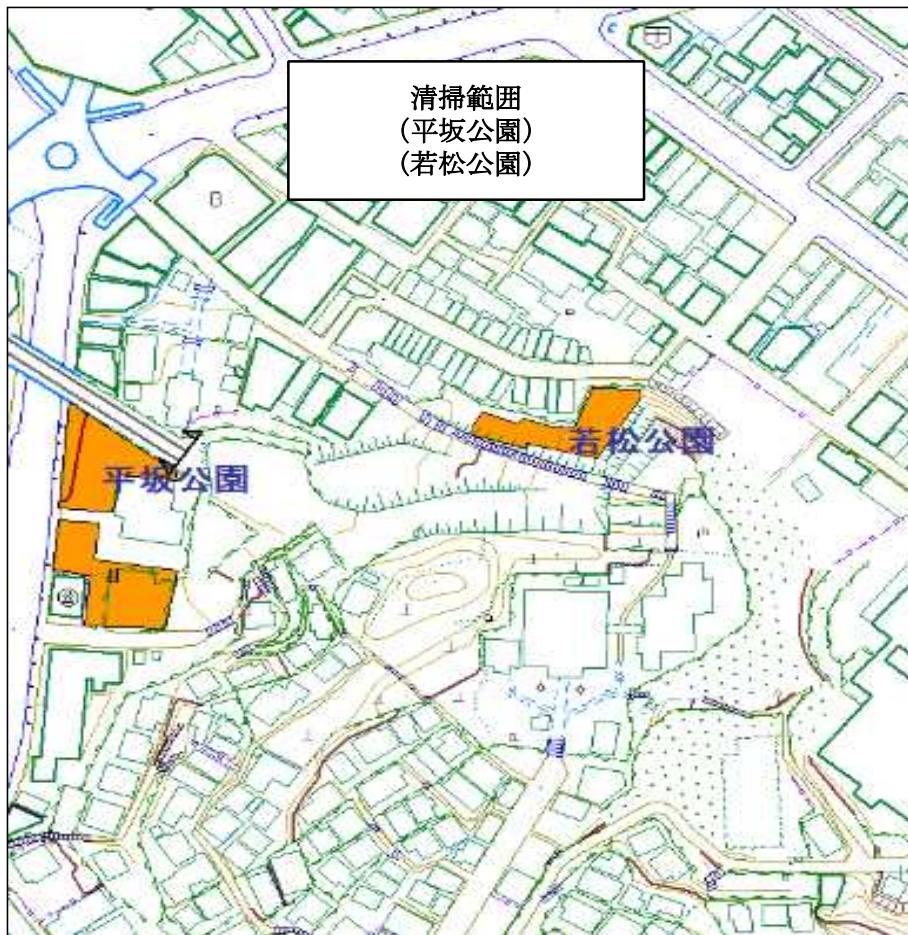
業務履行計画書に基づき、上記の日程における清掃を完了しました。
以下のとおり実施状況等を報告します。

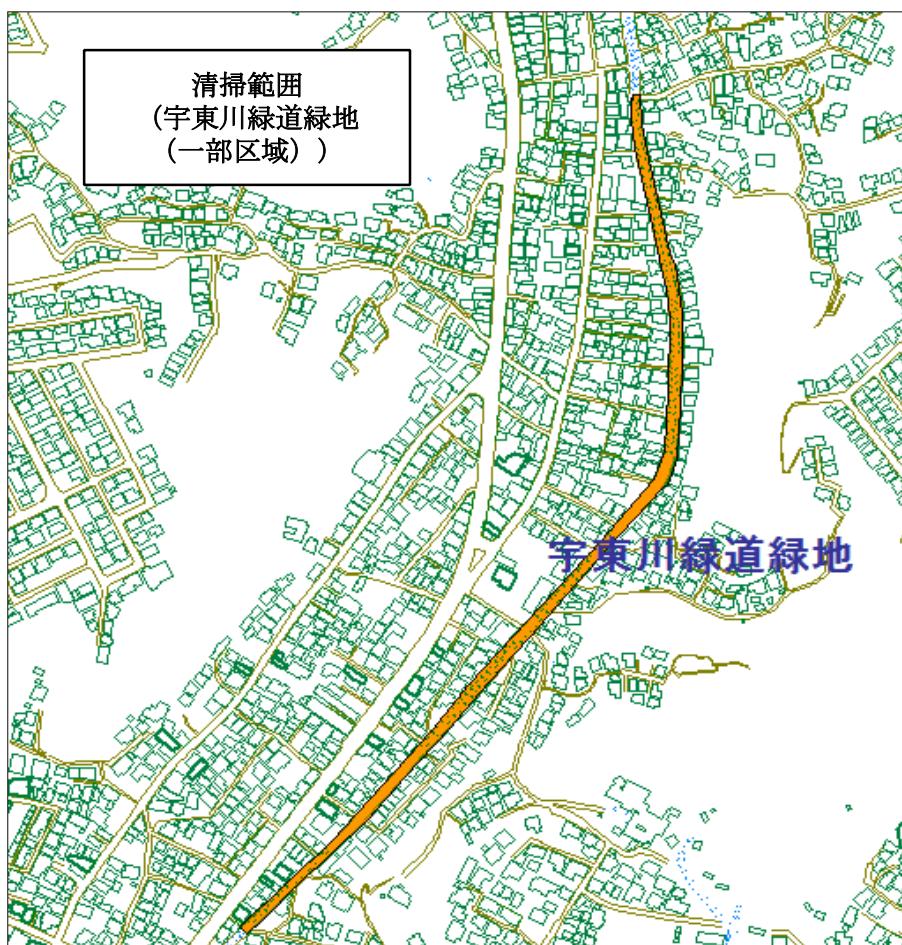
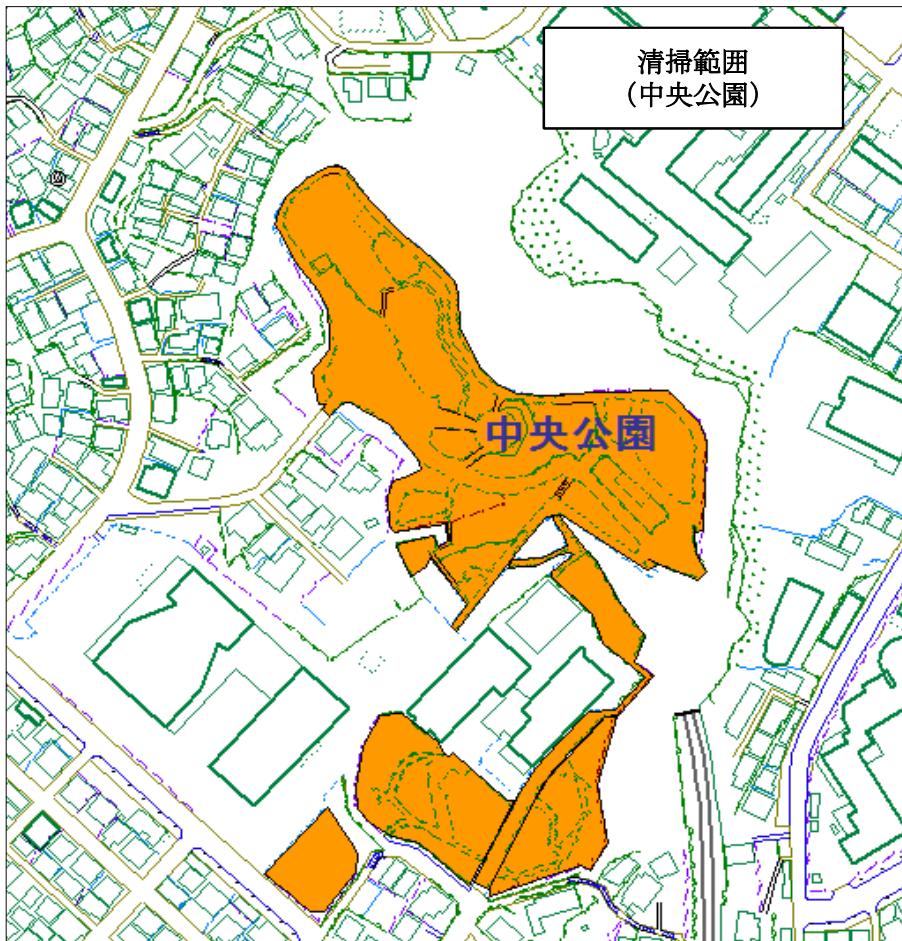
作業場所	実施状況	特記事項
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおりの状況でした。	

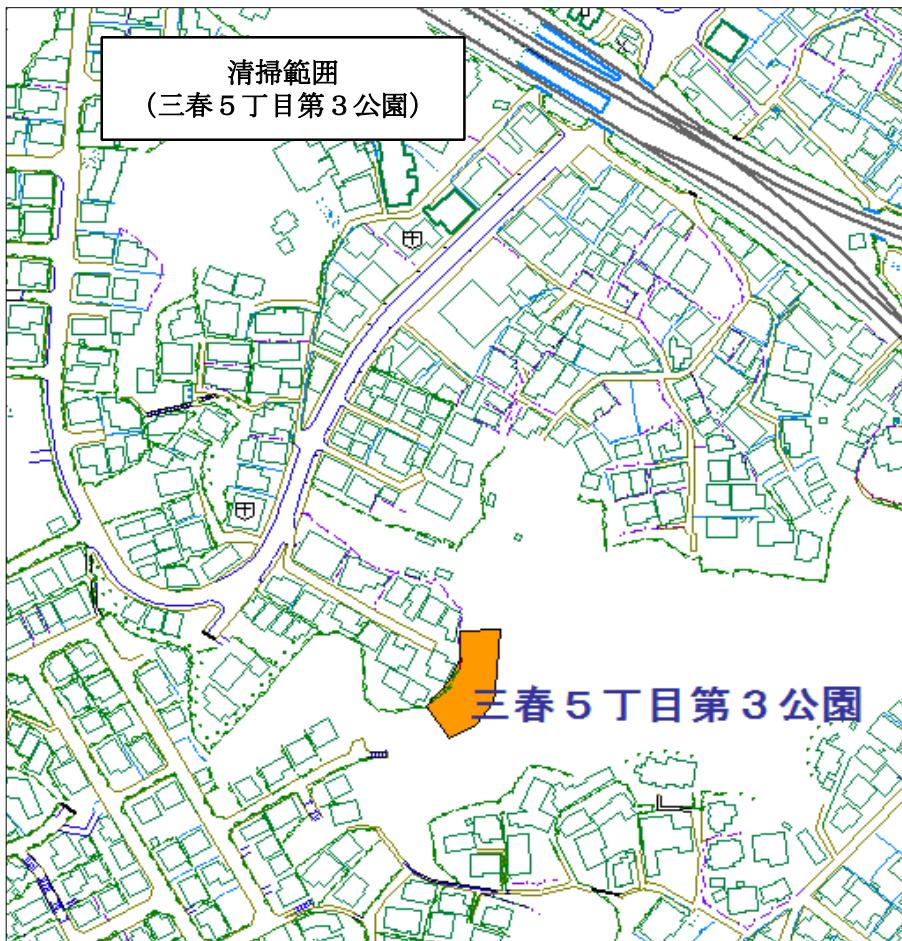
※ 「実施状況」欄については、①、②のいずれかに○をつけること。②に○をつけた場合には、右の「特記事項」欄に状況等を記載すること。











本契約に関する随意契約条件について

1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合で、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本入札契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約A及びB）する予定です。
(ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。)
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合には、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。

2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

(1) 随意契約A

随意契約Aの履行期間	令和2年11月1日から令和3年3月31日まで
可否判定期間	本入札契約の履行期間のうち、 令和2年7月1日から令和2年8月31日まで

(2) 随意契約B

随意契約Bの履行期間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
可否判定期間	随意契約Aの履行期間のうち、 令和2年11月1日から令和3年1月31日まで

※ 上記の随意契約Aの契約者とならなかった場合は、随意契約Bの契約者となることができません。